

**アジア編 マレーシア  
 2006 年度 マレーシア政府予算案**

2005 年 9 月 30 日に、ダトウ・セリ・アブドゥラ・ビン・ハジ・アーマド・バダウイ首相兼財務大臣により、2006 年政府予算案が議会に対して提出されました。以下、マレーシアで事業を営む外資会社にとって影響が深い事項を中心に紹介します。

法人税

**1. グループ・リリーフ(連結納税制度)の導入 (Appendix 1)**

**現状**

グループ・リリーフとは、同一グループ内ある会社の損失を、別会社の所得より控除することができる制度です。現状、承認済み食品生産、森林プランテーション、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、光学及び光通信という事業に投資する会社は、投資先の子会社がこれらの事業を営むことによって生じた損失に関して、グループ・リリーフを適用することができます。ただし、これらの会社以外の会社にはグループ・リリーフは適用されません。

**提案**

民間企業によるリスクの高いプロジェクトに対する投資を促進するため、1967 年所得税法の適用を受けるすべてのマレーシアで設立された居住会社に対して、グループ・リリーフを適用することを提案します。グループ・リリーフは、以下の要件を満たすことを前提として、ある会社のある年度に発生した控除不能欠損金の 50%相当額を、同一グループ内の他の会社(承認済み食品生産、森林プランテーション、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、光学及び光通信といった事業活動を営む新設会社を含む)の所得から控除することができます：

- (1) 申請会社と損失譲渡会社(損失計上会社)のそれぞれの普通株払込資本金の金額が RM250 万を超えること；
- (2) 申請会社と損失譲渡会社は決算期(月度)が同一であること；
- (3) グループ内申請会社と損失譲渡会社の出資比率が、直接あるいは間接に 70%以上であること；
- (4) 上記 70%以上の出資比率要件は、適用年度とその前年度について、必ず維持されていること；
- (5) 所有権(知的所有権を含む)または外資企業の取得の結果生ずる損失は、グループ・リリーフの適用除外であること；さらに、

(6) 現在、以下の優遇措置を与えられている会社はグループ・リリーフを適用することができません:

パイオニア・ステータス  
 投資控除  
 再投資控除  
 海運業所得の控除;  
 1967年所得税法、第127条に定められる免税措置、並びに  
 優遇措置対象投資会社

この優遇措置の導入により、承認済み食品生産、森林プランテーション、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、光学及び光通信という事業に与えられている既存のグループ・リリーフ優遇措置は廃止されます。しかしながら、これらの事業を営むグループ・リリーフの適用を受けていた会社については、引き続き子会社で発生した欠損金の100%を、引き続き所得から控除することができます。

この提案は、2006年課税年度以降適用されます。

## 2. 欠損金及び未使用のキャピタル・アローワンスについての税務上の取扱いの見直し(Appendix 3)

### 現状

現在、会社は累積欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスを繰延べ、将来生じる所得より控除できます。このような税務上の取扱いは無期限に有効です。さらに、事業を終了した会社も、数年間、累積欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスを新規事業から生じた所得からの控除のため、あるいは新株主によって課税所得圧縮を目的として、使用が可能です。

### 提案

欠損金が生じた会社を利用した租税回避を防ぐため、株主構成に50%を超える変化が生じた場合には、累積欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスの繰越しは認められないことを提案します。

この提案は、2006年課税年度以降、適用されます。

## 3. 持株会社の所得についての税務上の取扱い (Appendix 5)

### 現状

持株会社(IHC: Investment Holding Company)とは、持株業務に専属的に(100%)従事する会社で、その所得は、通常、配当、賃貸料ならびに利子から稼得されます。現在、持株会社による所得は非事業的所得とみなされています。したがって、持株会社は、認可済み費用の25%しか控除を認められていません。

## 提案

持株会社による投資促進を目的として、マレーシア証券取引所(Bursa Malaysia)上場の持株会社所得を事業収入とみなし、その費用については、税務上全額控除を認めることを提案します。さらに、持株会社の定義を、その所得(gross income)の 80%以上を株式保有から生じる会社である、と再定義します。しかしながら、欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスについては繰越しが認められません。

この提案は、2006 課税年度以降、適用されます。

## 4. 会社の税額の見積りの緩和 (Appendix 7)

### 現行

自主申告制度において、会社は当年度の見積税額の算定を行い、これを税務当局に提出しなければならず、かつ、その見積税額は前年の見積税額または修正見積税額より少なくすることはできないとされています。会社は会計年度の 6 ヶ月目及び 9 ヶ月目に見積税額を修正することができます。しかしながら、現行の取扱いでは、会社の業績に悪影響を与えうる経済状況の変化を考慮していないという不合理な状況が示されています。

### 提案

当年度の見積税額の見積りを行う会社に対して柔軟性を与えるため、当年度の見積税額を、前年度の見積税額または修正見積税額の従来の 100%から、85%を下回らないこととする提案を行います。

この提案は、2006 課税年度以降、適用されます。

## 5. 6 年後以降の税務調査の容認規制 (Appendix 37)

### 現行

現在、内国歳入庁(IRB)長官は、直近 6 年間以内の所得税、石油所得税及び不動産利得税のみに対して、税務調査を行うことを認めています。

### 提案

税務管理を高め、収入の減少を防止するため、裁判所の決定により賦課が行われる場合、または、いかなる税務上の免税措置、優遇措置、減免措置及び控除に対する却下、取消し、並びに、削除された場合には、内国歳入庁長官に対して、過去 6 年間以前の所得税、石油所得税及び不動産利得税に関して、税務調査を行う権利が付与されることを提案します。

この提案は、2006 年課税年度以降、適用されます。

## 優遇措置

### 1. パイオニア・ステータス会社の税務上の取扱いの合理化 (Appendix 2)

#### 現状

現在、パイオニア・ステータス会社は、パイオニア・ステータス期間中、並びにパイオニア・ステータス期間後に生じた欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスの繰越しが認められていません。欠損金が生じているパイオニア・ステータス会社は、こういう取扱いにより恩典を受けていません。

#### 提案

この優遇措置の効果を高めるために、パイオニア・ステータス期間中に生じた累積欠損金と未使用のキャピタル・アローワンスを繰延べ、パイオニア・ステータス期間後に同様の奨励事業あるいは奨励製品に関連する事業から生じた所得より控除することを認めることを提案します。

この提案は、パイオニア・ステータス期間が 2005 年 10 月 1 日以降に終了する会社に対して適用されません。

### 2. 産業用建物償却の範囲の拡大 (Appendix 14)

#### 現行

現在、産業用建物の償却(IBA)は、特別に優遇されている建物に対してのみ与えられています。ところが、サイバージャヤにある MSC ステータス取得会社によって使用されている建物に対しては、IBA が与えられていません。

#### 提案

MSC ステータス取得会社の使用に供するため、サイバージャヤにもっと多くの建物が建築されることを奨励するために、サイバージャヤにある MSC ステータス取得会社によって使用される建物に対して 10 年間の IBA を与えることを提案します。これは、建築が完成したのに、未だに MSC ステータス取得会社にまだ使用されていない新築の建物を含みます。

この提案は、2006 課税年度以降、適用されます。

### 3. マルチメディアの活動についての優遇措置の範囲の拡大 (Appendix 15)

#### 現行

現在、サイバー・シティー(サイバージャヤ、クアラルンプール・シティ・センター、テクノロジー・パーク・マレーシア、ペナン州のバヤン・ルパス、ケダ州のクリム・ハイテクノロジー・パーク)で事業を営む MSC ステータスを取得しているマルチメディア会社、並びに、サイバー・シティー地域外にある高等教育機関のマルチメディア学部に対して、以下の税務上の優遇措置が与えられています。

- (1) 法定所得の 100%が 10 年間免税となるパイオニア・ステータス;あるいは
- (2) 5 年間にわたる適格資本的支出の 100%相当額を、法定所得の 100%まで控除となる投資控除

このほかに、サイバー・シティー地域外にあるコンピュータ・ソフトウェアを開発するマルチメディア会社は、5 年間にわたり、法定所得の 70%が免税となるパイオニア・ステータス、あるいは 60%相当額の投資控除が与えられています。

#### 提案

ICT(高度情報通信技術)及び地域シェア・サービス・センター(Regional Shared Service Centres)を含むマルチメディア事業活動を奨励するために、サイバー・シティー地域外で、このような事業活動を行なう指定会社に対して、以下の優遇措置が与えられることを提案します。

- (1) 法定所得の 50%が 5 年間免税となるパイオニア・ステータス、あるいは
- (2) 5 年間にわたる適格資本的支出の 50%相当額を、法定所得の 50%まで控除となる投資控除

指定された会社が、この優遇措置に適切になるためには、マルチメディア開発公社(MDC: Multimedia Development Corporation)からの推薦が必要です。

この提案は、2005 年 10 月 1 日以降マルチメディア開発公社(MDC)が受理した申請より、適用されます。

#### 個人所得税

### 1. 従業員ストック・オプション・スキーム(ESOS)からの便益についての税務上の取扱い (Appendix 36)

#### 現行

現在、従業員ストック・オプション・スキームにより提供された割引価額で計算された株式の便益は所得とみなされ、したがって課税対象となります。所得税の計算目的のため、それぞれの株式からの便益価値

は、提供日の株式の市場価格とそれぞれの株式の割引価額の差額に基づき決定されています。便益価値は、ストック・オプションが行使された日における株式の市場価格を考慮していません。

便益は、オプションが行使された年度に課税対象となります。しかし、未払税金は、ストック・オプションが提供された年の課税対象計算を基にしています。

したがって、株式の市場価格が下落基調で、従業員ストック・オプション・スキームが提供された年度の所得税の調整が必要な場合には、従業員はストック・オプションを行使したがりません。

### 提案

株式の市場価格が下落基調の際に、従業員の従業員ストック・オプション・スキームから生じた便益を下落させないことを保証するために、それぞれの株式オプションからの便益価格は、ストック・オプションが行使された、または行使可能となった日の市場価格のいずれか低い価格と従業員に提示された割引価額の差額を基に決定することを提案します。便益はオプションが行使された年度に課税対象となります。

この提案は、2006年課税年度以降、適用されます。

不動産利得税及び印紙税

## 1. 上場会社における M&A についての税務上の優遇措置 (Appendix 11)

### 現行

印紙税及び不動産利得税の免税は、銀行、保険会社、株式仲買会社及び高等教育機関に対して、所定の期間内に合併を行った場合にのみ与えられています。

上場会社は、グローバル・マーケットの競争に自社の品質の向上が必要です。その一つの方法は、M&A を通じて勝ち残るため競争力を高めることにより、事業の拡大、流動性の増大、株主構成の拡大、並びに、より良い経済規模の達成により可能となります。

### 提案

上場会社の事業を拡大し、グローバル・マーケットへの競争を奨励するために、印紙税及び不動産利得税の免税を、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia) 上場会社が実施した M&A に対して与えることを提案します。この免税措置は、証券委員会(SC: Security Commission)が 2005 年 10 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日までに承認した M&A 案件で、2008 年 12 月 31 日までに完了したものが対象となります。

## 2. 住居用不動産についての不動産所得税に関する優遇措置範囲の拡大 (Appendix 25)

### 現行

現在、個人は一生に 1 件の住居用不動産についてのみ、不動産所得税(RPGT: Real Property Gains Tax)の免税申請を行うことができます。しかしながら、既婚夫婦については、結婚の前に免税申請を行っていないことを条件として、不動産が妻によって保有されている場合でも、夫にのみ免税申請が行える権利が付与されています。一方、夫が結婚の前にかかる免税申請を行っていた場合には、妻は不動産の唯一あるいは共同保有者であっても、その権利を付与されません。

夫が妻保有の住居用不動産について、不動産所得税の免税申請を行った場合、夫は以後、自己保有の不動産については、不動産所得税の申請を行う権利を有しません。

### 提案

性差別のない平等な税務措置を施行するため、夫と妻の両方に、それぞれ一生に一度、1 件の住居用不動産に対して、住居用不動産に関する不動産所得税の免税申請を行う権利が付与されることを提案します。

この提案は、2005 年 10 月 1 日以降、適用されます。

同時に、以下の税務改革に関する提案が発表されています。

- APPENDIX 4: 奨励地域についての優遇措置申請期間の延長
- APPENDIX 6: 損金算入経費の範囲の拡大
- APPENDIX 8: 少額資産の税務上の取扱いの見直し
- APPENDIX 9: リース事業についての税務上の取扱いの見直し
- APPENDIX 10: 低コスト住宅プロジェクトの見積欠損金における税務上の取扱い
- APPENDIX 12: 不動産投資信託についての損金算入経費の範囲の拡大
- APPENDIX 13: 債券についての税務上の取扱いの見直し
- APPENDIX 16: 中小企業に関する借入契約書に課される印紙税の減免
- APPENDIX 17: 高等教育での修学に関する子供控除の見直し
- APPENDIX 18: 高等教育機関に修学する身体・精神障害を有する子供への控除の導入
- APPENDIX 19: 上級教育を対象とした個人所得税における人的控除範囲の拡大
- APPENDIX 20: 私的高等教育機関による新教育課程導入のための費用についての税務上の取扱い
- APPENDIX 21: 私的高等教育機関についての優遇措置対象範囲の拡大
- APPENDIX 22: 大卒就職未定者に対するトレーニング制度についての優遇措置
- APPENDIX 23: 私用ディーゼル車についての道路税の減税
- APPENDIX 24: 工業化建築システムについての税務上の優遇措置
- APPENDIX 26: 芸術作品からの著作権料についての免税の見直し
- APPENDIX 27: 舞台芸術のための機械装置についての免税
- APPENDIX 28: 技術料における源泉徴収税の見直し
- APPENDIX 29: ビール及び酒類における税金の見直し
- APPENDIX 30: 紙巻たばこ及びたばこ製品における税金の見直し

- APPENDIX 31 : 天然ガス車両使用を促進するための追加優遇措置
- APPENDIX 32 : 再利用可能なエネルギーの生成についての優遇措置の見直し
- APPENDIX 33 : 省エネルギーについての税務上の優遇措置の見直し
- APPENDIX 34 : 官報記載の免税規定の要件の見直し
- APPENDIX 35 : 特定の商品にかかる輸入関税の見直し
- APPENDIX 38 : 税務還付基金の範囲の拡大
- APPENDIX 39 : 税務代理人の能力の向上

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: [pwjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwjapan.taxpr@jp.pwc.com) Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村